平成２４年（フ）第４２号
岡山県加賀郡吉備中央町加茂市場912番地、開始決定時の住所岡山県真庭市下河内888番地
破産者　古山　晴久
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０４８号
広島市安芸区瀬野５丁目11番３号
破産者　田中久美子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１０号
熊本県人吉市下林町263番地３
破産者　松村　隆幸
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
北海道北見市清月町22番地８
破産者　矢萩　　聡
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１０２０号
横浜市中区長者町５丁目52番地　マリオンヨコハマ302号室
破産者　相野谷栄治
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９４号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目７番22―407号
破産者　小澤　昌一
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５５号
横浜市港南区笹下５丁目27番６号
破産者　迫田　之彦
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４３号
神奈川県横須賀市大津町３丁目27番１号
破産者　角山ふみ枝
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３７号
長野県塩尻市大門八番町６番15号
破産者　洞　　昌登
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２５１号
京都市右京区花園寺ノ内町24、住民票上の住所京都市西京区桂西滝川町59番地　ラフィーネ・桂303号
破産者　大熊　健史
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
愛媛県宇和島市中沢町１丁目３番15号　山下マンション201号、破産手続開始決定時の住所愛媛県宇和島市弁天町１丁目１番13号
破産者　城下　壽雄
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第６９号
大分県中津市大字上池永189番地　池永住宅６号、住民票上の住所大分県宇佐市大字青森611番地の４
破産者　坪根　陵市
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６０号
宮崎市淀川１丁目３番22号、住民票上の住所宮崎市淀川１丁目３番24号
破産者　畑迫　年生
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市小原町18番30号
破産者　内之倉八枝子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１６５号
札幌市西区二十四軒２条４丁目５番18号　豊マンション３号
破産者　清水　義明
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４２号
札幌市白石区南郷通３丁目北５番13号　アークコート南郷３丁目Ⅳ―203号
破産者　千葉　三惠
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５９号
札幌市白石区本通17丁目南９番４―302号
破産者　海和　加恵（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目５番８号
破産者　高橋　明徳
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７１４号
仙台市泉区野村字菅間前１番地の３
破産者　佐藤　晴樹
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係